

表1 大阪府流域下水道 水みらいセンター放流水に係る排水基準項目と排水基準

項目	単位	排水基準(注2)		適用(注3)
pH		5.8～8.6		A、B(海域のみ)
SS	mg/L	200(日間平均150)(日間平均70)		A、B(日間平均)
BOD(注1)	mg/L	160(日間平均120)(日間平均20)		A、B(日間平均)
COD(注1)	mg/L	160(日間平均120)(日間平均20)		A、B(日間平均)
T-N	mg/L	120(日間平均60)		A
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	18 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)(注4)	A、B
T-P	mg/L	16(日間平均8)		A
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱、動) (注1)	mg/L	鉱油類3、2、1 動植物油脂類10、5		B
フェノール類(注1)	mg/L	5、1		A、B
シアン化合物	mg/L	1	検出されないこと	A、B
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		A
有機リン化合物	mg/L	1	検出されないこと	A、B
カドミウム(注5)	mg/L	0.03	0.003	A、B
鉛	mg/L	0.1	0.01	A、B
PCB	mg/L	0.003	検出されないこと	A、B
六価クロム(注8)	mg/L	0.2	0.02	A、B
砒素	mg/L	0.1	0.01	A、B
総水銀	mg/L	0.005	0.0005	A、B
クロム	mg/L	2		A
銅	mg/L	3		A
亜鉛	mg/L	2		A
鉄	mg/L	10		A
マンガン	mg/L	10		A
フッ素(注1)	mg/L	15、8	0.8	A、B
ホウ素	mg/L	10	1	A、B
トリクロロエチレン(注6)	mg/L	0.1	0.01	A、B
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.01	A、B
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.02	A、B
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002	A、B
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.004	A、B
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	0.1	A、B
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.04	A、B
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	1	A、B
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.006	A、B
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.002	A、B
チウラム	mg/L	0.06	0.006	A、B
シマジン	mg/L	0.03	0.003	A、B
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.02	A、B
ベンゼン	mg/L	0.1	0.01	A、B
セレン	mg/L	0.1	0.01	A、B
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.05	A、B
ダイオキシン類(注7)	pg-TEQ/L	10		C
大腸菌数(注9)	CFU/ml	800		A

注1 排水基準は処理場ごとに異なり、表2のとおり

注2 右欄は、上水道水源地域(渚水みらいセンター)、その他は左欄を適用。

注3 A:【排水基準を定める省令】、B:【水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例】
C:【ダイオキシン類対策特別措置法】注4 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例により
令和8年3月31日まで「18」となる。(令和5年4月1日施行)注5 上水道水源地域のカドミウムの基準値は平成25年3月27日より適用(変更前0.01)
その他地域においては平成27年6月1日より適用(変更前0.1)注6 トリクロロエチレンの基準値は上水道水源地域においては平成27年6月16日より適用(変更前0.03)
その他地域においては平成28年4月21日より適用(変更前0.3)

注7 なわて、竜華、南部については、現在対象設備及び対象事業場がないため規制対象外

注8 上水道水源地域の六価クロムの基準値は令和5年10月30日より適用(変更前0.05)
その他地域においては令和6年10月1日より適用(変更前0.5)

注9 令和7年4月1日より大腸菌数 800CFU/mLに見直し(変更前 大腸菌群数3,000個/mL)

表2 大阪府流域下水道 水みらいセンターごとに適用される排水基準

項目	排水基準	原田	中央	高槻	渚	なわて	鴻池	川俣	竜華	今池	大井	狭山	北部	中部	南部
BOD	160(日間平均120)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	日間平均20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
COD(注)	160(日間平均120)												○	○	○
	日間平均20	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉍,動)	鉍3、動10	○	○	○			○	○				○			
	鉍2、動5					○			○	○	○				
	鉍1、動5				○								○	○	○
フェノール類	5	○	○	○			○	○				○			
	1				○	○			○	○	○		○	○	○
フッ素	15												○	○	○
	8	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
	0.8				○										

注) COD(上段)は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用。

COD(下段)の上乗せ排水基準 平成6年11月1日において設置している特定施設については、規則で定める日から適用。(現在、規則なし)